

島根県報

第一、三五七号
平成十四年四月五日
(金曜日)

目 次

告示	身体障害者福祉法の規定による医師の指定 獣医療法の規定による獣医療を提供する体制の整備を図るための計画 県営土地改良事業計画の変更(六件) 林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 電線共同溝を整備すべき道路の指定	(障害者福祉課) (畜産振興課) (農村整備課) (林業振興課) (商工企画課) (道路整備課)	一 一 二 三 六 七
公告	特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 農業機械整備施設の認定 都市計画決定の図書の縦覧	(長寿社会課) (生産流通課) (都市計画課)	七 八 八
特定調達公告	隠岐空港用地造成事業委託に係る一般競争入札の実施	(管 理 課)	八
選管告示	政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体		一〇 一一
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理			一二

団体
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体
正 誤
平成十三年九月二十五日付け島根県報第一、三〇三号 (建築住宅課) 一二
中

告 示

島根県告示第四百十号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。
平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
山下 輝夫	外科	島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩治町八九一	平成十四年三月二十七日
加川 隆登	脳神経外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ一〇三一	〃
佐伯 幸男	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目一一一	〃

島根県告示第四百十一号

獣医療法(平成四年法律第四十八号)第十一条第一項の規定により、島根県における獣

医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めたので、同条第四項の規定により告示する。

なお、この計画は、登録を省略し、島根県農林水産部畜産振興課及び各農林振興センター家畜衛生部に備えおいて一般の縦覧に供する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、松江西部地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らねたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称
松江西部地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、牛尻地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の

計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らねたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、西比田地区を受益地域とする区画整理事業（県営ほ場整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らねたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称
西比田地区区画整理事業（県営ほ場整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、牛尻地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の

広瀬町役場

島根県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
潤いの里湯村地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を
更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次の
り関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

潤いの里湯村地区画農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

木次町役場

島根県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
潤いの里湯村地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画
を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次の
とおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

潤いの里湯村地区区画整理事業（中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

木次町役場

島根県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
以南中央地区を受益地域とする用排水施設事業（県営土地改良総合整備事業）の計画を
更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次の
り関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了
後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

以南中央地区用排水施設事業（県営土地改良総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第四百十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の
指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告
示する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ha)	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五―五三	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	出雲市稗原町三七三四、三七三五	一〇〇	〇・一八	出雲市稗原町 西尾秀雄
四五―五四	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市野石谷町一〇七九―三	一六〇	一・〇七	平田市本郷町一四一 西尾光夫
四五―五五	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市奥宇賀町本郷七八―一、七八―二	二〇	〇・二〇	平田市奥宇賀町本郷七九 足立玉吉
四五―五六	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市東福町八五四	一一〇	一・一五	平田市東福町一〇八〇 常松秀清
四五―五七	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市口宇賀町七八―一四	五五	〇・二二	平田市口宇賀町五三四 黒崎文夫
四五―五八	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市本庄町九九三―二	三六	〇・〇八	平田市東福町一二二六 奥 隆
四五―五九	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市本庄町九九三	二〇	〇・〇七	平田市東福町一二二七 奥 徹郎
四五―六〇	四六・七・一三	普通母樹林	くろまつ	平田市十六島町一五〇二	一二一	一・二〇	平田市十六島町八五二 渡部秀雄
四五―六一	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	平田市国富町二一〇八一―四	四〇	〇・二五	平田市国富町国富二八九 木佐隆良
四五―六二	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	簸川郡佐田町窪田三四―二	一、〇〇〇	一・〇〇	簸川郡佐田町一窪田五九七 山本勇吉
四五―六三	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	出雲市馬木町一三五五、一三五六	九〇	一・二三	出雲市馬木町一三三 石橋 利
四五―六五	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	簸川郡佐田町東村一一四九	一〇〇	〇・一六	簸川郡佐田町東村八五七 竹下勝博

四八一四二	四八一四一	四七一六三	四七一六一	四七一六〇	四六一八八	四六一八七	四六一八五	四六一八三	四六一八一	四六一八〇	四六一七七	四六一七六	四六一七四
四九・三・二九	四九・三・二九	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	あかまつ	すぎ	あかまつ	あかまつ	すぎ	ひのき	あかまつ	あかまつ	すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ
出雲市見々久町一六一九	出雲市見々久町一六一五―二	簸川郡多伎町口田儀二二七〇―一	平田市別所町三八〇―二	平田市別所町三八〇―一	平田市野石谷町二二六一―一、一二一六―二	平田市野石谷町一〇二四―一、一〇二四―四	簸川郡大社町杵築東三〇九二	出雲市船津町一六二三―一四	簸川郡多伎町久村二二四七	簸川郡佐田町佐津目八二〇	出雲市知井宮町	出雲市見々久町二六〇三	出雲市稗原町四三四七
二、五〇〇	五〇〇	二、八〇〇	一、三五〇	一、八〇〇	一、〇六〇	一、二八〇	一五〇	六八〇	一、〇〇〇	一六〇	一、二〇〇	七〇〇	一、一〇〇
二・五三	〇・五一	四・〇〇	一・五〇	三・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	〇・九〇	一・二〇	一・六〇	〇・一六	一・五四	〇・七〇	一・九〇
出雲市渡橋町一三六 三吉庸善	出雲市渡橋町一三六 三吉庸善	簸川郡多伎町小田七四―一 多伎町	平田市別所町一四八 佐藤泰欽	平田市別所町一四八 佐藤泰欽	平田市平田町一〇一五 吉直高俊	平田市平田町一〇一五 吉直高俊	簸川郡大社町杵築東一九四 千家尊統	出雲市船津町一六九 勝部清一	簸川郡多伎町久村九〇八 齊藤雅信	簸川郡佐田町佐津目五四三 大谷敬一	出雲市知井宮町六二八 山本茂生、山本光	出雲市見々久町五六五 渡部勝博	出雲市稗原町戸倉 児玉幸富

四八―四三	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	平田市別所町三八〇―一	二、五五〇	三・〇〇	平田市別所町一四八 佐藤泰欽
四八―四四	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	簸川郡多伎町奥田儀一二六 九―三	三、五八〇	三・八〇	簸川郡多伎町口田儀六二八 中尾菊枝
四八―四五	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	簸川郡佐田町高津屋四九八	五、八七五	四・九七	松江市西川津町七四六―三 有馬毅一郎
四八―四六	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡佐田町宮内一七九八	四、四二六	五・四八	簸川郡佐田町宮内七三〇 須佐建紀
四八―四七	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡大社町鷺浦八三〇	六六〇	〇・五〇	簸川郡大社町鷺浦一九二―一 鷺浦八千代会
四八―四九	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡大社町杵築東三三二六 六	一、五二〇	〇・八〇	簸川郡大社町杵築東一九四 千家尊統
四八―五〇	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	簸川郡大社町鷺浦六七六	五六三	〇・四〇	簸川郡大社町鷺浦二一九 杉谷明信

島根県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより、意見を述べることができる。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田耕造 大阪府堺市鳳東町六丁目六三

七番地一

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本正史 八束郡東出雲町大字揖屋

町一一二五

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更後)

退店者 有限会社 森山園 代表取締役森山浩吉 松江市東朝日町二二六七―四

4 変更の年月日

平成十四年三月二十日

二 届出年月日 平成十四年三月二十五日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

東出雲町まちづくり推進課（八束郡東出雲町大字揖屋一―二五）
 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容
- (五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第四百二十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間		上り線又は下り線の別	指 定 年 月 日
県 道	多伎江南出雲線	出雲市今市町二一九〇番四二地先から同町四三四番一地先まで	出雲市今市町一六九七番一地先から同町四四四番六地先まで	上り線	平成十四年四月五日
				下り線	平成十四年四月五日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあつた年月日

平成十四年三月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

- 三 特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも 代表者の氏名 水上浩治
- 四 主たる事務所の所在地 島根県出雲市稗原町二九二三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の人々に対し、地域福祉サービス活動や市民活動の支援活動などを行うことにより市民セクターの確立を推進し、もって島根県の心豊かで住み良い地域社会づくりに貢献することを目的とする。
- 六 縦覧に供する書類 定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款

七 縦覧期間
申請書を受理した日から二月間
縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎一階)

島根県農業機械整備施設認定要綱(昭和五十七年島根県告示第四百三十六号)第三条の規定に基づき、平成十四年三月二十五日次のとおり農業機械整備施設として認定したので公告する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

氏名	施設名	整備施設の所在地	分類呼称	認定番号
株式会社ヤンマー農機山陰 代表取締役 古谷 昭博	株式会社ヤンマー農機山陰雲南支店整備工場	大原郡木次町山方六三〇一	中型整備施設	島根県中第四九号
株式会社ヤンマー農機山陰 代表取締役 古谷 昭博	株式会社ヤンマー農機山陰瑞穂支店整備工場	邑智郡瑞穂町大字上亀谷四七一一	中型整備施設	島根県中第五〇号
有限会社酒井農工機商会 代表取締役 酒井 隆	有限会社酒井農工機商会整備工場	浜田市下府町三二七一一	中型整備施設	島根県中第五一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類
出雲都市計画汚物処理場
二 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成14年4月5日

島根県知事 澄田信義

1 工事概要

- (1) 工事名 隠岐空港 空港整備事業 用地造成(第10期)工事
- (2) 工事場所 島根県隠岐郡西郷町今津〜町内
- (3) 工事概要 本用地造成は、新たな隠岐空港を建設するための空港本体盛土を施工するものである。

工事内容	切土工	盛土工	植生工	排水工
	1,617,880㎡	1,461,760㎡(内ノールセメント盛土 221,920㎡)	28,990㎡	1式
(4) 予定工期	約8ヶ月間			
(5) 予定価格	2,661,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)			

2 競争参加資格

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

- (1) 島根県建設工事に係る共同企業体(平成7年島根県告示第333号)に規定に基づき入札参加資格の認定を受け、次に掲げる要件を満たし、かつ、当該工事に係る競争参加資格があると確認されていること。
- ア 次の第1グループ、第2グループ及び第3グループそれぞれ1社により構成され

報 根 島

ていること。

第1グループ 土木一式工事について、平成12年9月25日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)における総合評価が1,250点以上であり、かつ、全体計画盛土量400万m³以上の空港に係る用地造成工事(埋立による場合を除く)について、昭和63年以降に元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上で参加した者に限る)として施工実績があること。

第2グループ 土木一式工事について、経営事項審査における総合評価が1,020点以上であり、かつ、5万m³以上の土工事について、過去10年(平成4年4月5日～平成14年4月4日)に元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上で参加したものに限る)として施工実績があること。

第3グループ 土木一式工事について、経営事項審査における総合評価が950点以上であること。

イ 次の基準を満たす監理技術者及び主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、構成員のうち1社は監理技術者、他の構成員は各々主任技術者を配置できること。

- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者又は主任技術者のいずれか1名は、昭和63年以降に空港用地造成工事(埋立による場合を除く)の経験があること。
- ・ 監理技術者については、土木工業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木工業に係る特定建設業の許可を受けている者で、かつ、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。

ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資

格者に対する指名停止等にかかる措置要綱(昭和63年5月31日付管発第181号)による指名停止を受けていない者であること。

3 入札手続き等

(1) 担当部局

〒690—8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎
島根県土木部管理課建設係 電話0852—22—5185

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

平成14年4月5日から平成14年4月24日までの間、(1)の担当部局及び島根県隠岐郡西郷町大字港町字楯口24島根県隠岐支庁空港建設局業務係において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時とする。

(3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出の期間及び場所

平成14年4月8日から平成14年4月25日までの間(1)の担当部局に持参すること。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、最終日は午後1時までとする。

(4) 設計図書等の配布の期間及び場所

競争参加資格があると認められた者であって、設計図書の購入を希望する者に対し、平成14年5月13日から平成14年5月30日までの間、財団法人島根県建設技術センターにおいて有料配布する。

配布時間は、午前9時から午後5時までとする。

〒690—0013 島根県松江市古志原四丁目1—1
財団法人島根県建設技術センター 電話0852—21—9918

(5) 設計図書等の閲覧の期間及び場所

平成14年5月10日から平成14年5月30日までの間、(1)の担当部局及び島根県隠岐郡西郷町大字港町字楯口24島根県隠岐支庁空港建設局業務係において閲覧する。閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(6) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限 平成14年5月31日 午後1時30分
(郵送による入札の場合は、5月30日午後5時必着)

<p>イ 場所 平成14年 5 月31日 正午までは(1)の担当部局とし、それ以降は(7)イの開札場所とする。</p> <p>(7) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成14年 5 月31日 午後 1 時30分</p> <p>イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター大会議室 1</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金 入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。 ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する者については、免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 免除する。</p> <p>(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>(6) 落札者の決定 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者を決定する。 この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の調査に協力しななければならない。</p> <p>(7) その他</p> <p>ア 詳細は入札説明書による。</p>	<p>イ 契約の締結については議会の議決を要する。</p> <p>ウ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。 有 (随意契約により締結する予定の工事範囲等は、入札説明書記25、(6)参照)</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Main Content of the Contract : Construction work for the Oki Airport</p> <p>(2) Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for qualification confirmation : April 25, 2002 by 5:00 pm</p> <p>(3) Date and time for submission of tenders : May 31, 2002 at 1:30 pm (Tenders submitted by mail are due : May 30, 2002 at 5:00 pm)</p> <p>(4) For further information and tender documents, please contact : Construction Section Administration Division Department of Public Works Shimane Prefectural Government, South Building 8 Tonomachi, Matsue City Shimane Prefecture 690—8501 Ph : 0852—22—5185</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会告示</p> <p>島根県選挙管理委員会告示第十八号 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりである。この中で、同法第七条の二第一項の規定により届出を要する。</p> <p>平成十四年四月五日</p> <p style="text-align: right;">島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美</p> <p>一 政党</p>
--	---

二 その他の政治団体

石崎としろう後援会	生越俊一後援会	宇津市長を支援する会	宇津徹男後援会	名 称	異動事項	異 動	
						新	内 容
主たる事務所の所在地	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	新	旧
大田市大田町大田口九三二一四	三谷 昭二	大田 肇雄	浜田市相生町三九〇二番地	大田 肇雄	浜田市相生町三九〇二番地	邑智郡石見町矢上三八八二	邑智郡石見町矢上三三二〇
大田市大田町大田口一三二九一四	山下 俊雄	田中 正孝	浜田市相生町三九〇五番地	田中 正孝	浜田市相生町三九〇五番地	漆谷 秀樹	石橋 大吉
自由民主党島根県第二選挙区支部	民主党島根県総支部連合会	自由民主党石見町支部	自由民主党島根県第二選挙区支部	名 称	異動事項	新	旧
主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	新	旧
出雲市姫原二一八一	石倉 幹	石田 良三	松川 節郎	石田 良三	出雲市姫原二一八一	西村 勇夫	出雲市姫原町五六一一
出雲市姫原町五六一一	西村 勇夫	石橋 大吉	漆谷 秀樹	石橋 大吉	出雲市姫原町五六一一	増田 勲	坂根 正夫

島根県選挙管理委員会告示第十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七第三項の規定により告示する。
 平成十四年四月五日

篠原克介後援会	代表者	篠原 玄三	可部 巖
月森かずひろ後援会	主たる事務所の所在地	大田市大田町大田イ二六五一一二	大田市大田町大田イ七二七一一八
園山繁後援会	主たる事務所の所在地	平田市西平田町二一九	平田市奥宇賀町九〇六一三
国際勝共連合島根県本部	主たる事務所の所在地	松江市西谷町八五一	松江市上乃木四一三二一一大野ビル六〇一
室安延博後援会	代表者	小林 克己	増田 勲
島根県社会福祉政治連盟	代表者	井戸内 正	森山 金一
全国たばこ耕作者政治連盟 島根県支部連合会	代表者	池田 全志	青木 理吉
加村せい子後援会	代表者	原田 育子	池尻 利良
代表者	代表者	池田 全志	青木 理吉
代表者	代表者	池田 全志	青木 理吉
代表者	代表者	池田 全志	青木 理吉

毎週火・金曜日発行

その他の政治団体

名	称	解 散 年 月 日
梶 谷 治 男 後 援 会		平成十三年十二月三十一日
清 山 薫 後 援 会		平成十三年十二月二十六日
松 和 会		平成十四年一月三十日
田 川 豊 後 援 会		平成十三年十二月三十日
長 島 の ぞ む 後 援 会		平成十三年十二月二十五日

島根県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年四月五日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
日野 守	三刀屋町議会議員	日野 守 後 援 会	飯石郡三刀屋町大字三刀屋一〇九番二地	日野 守

島根県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年四月五日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
本田 恭一	斐川町議会議員	本田恭一後援会	簸川郡斐川町大字出西九四四―二	本田 恭一
長島 望	安来市議会議員	長島のぞむ後援会	安来市赤江町木下一五―三番地六	長島 望

正 誤

平成十三年九月二十五日付け島根県報第一、三〇三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	五	段	下	行	始めから八	誤	二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務	正	都道府県指定試験機関並びに二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務
					始めから十六		二級建築士等試験事務		都道府県指定試験機関及び二級建築士等試験事務

平成十四年四月五日印刷
平成十四年四月五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）